

処 分 基 準

平成31年4月1日作成

法 令 名：熊本県風俗案内業の規制に関する条例
根 拠 条 項：第16条第1項
処 分 の 概 要：風俗案内業の停止命令
原権者（委任先）：熊本県公安委員会
法 令 の 定 め：
処 分 基 準：別紙2のとおり
問 合 せ 先：警察署の生活安全課（係） 熊本県警察本部生活環境課（電話：096-381-0110）
備 考：

別紙 2

熊本県風俗案内業の規制に関する条例に基づく事業停止命令等の基準

(用語の意義)

1 この基準における用語の意義は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 「事業停止命令」とは、熊本県風俗案内業の規制に関する条例（平成30年熊本県条例第58号。以下「条例」という。）第16条第1項の規定に基づき、風俗案内業の停止を命ずることをいう。
- (2) 「事業廃止命令」とは、条例第16条第2項の規定に基づき、風俗案内業の廃止を命ずることをいう。
- (3) 「指示処分」とは、条例第15条の規定に基づき、指示をすることをいう。
- (4) 「違反行為」とは、条例に違反し、若しくは条例に基づく処分に違反する行為をいう。

(指示処分との関係)

2 風俗案内業者に対する事業停止命令又は事業廃止命令は、それぞれ当該処分を行うべき事由（以下「処分事由」という。）について指示処分を行い、当該指示処分に違反した場合に行うことを通常とする。ただし、条例に基づく処分のほか、次のような場合は、指示処分を行わずに、直ちに事業停止命令を行っても差し支えない。

- (1) 同種の処分事由に当たる違反行為であって悪質なものを短期間に繰り返し、又は指導や警告を無視する等指示処分によっては自主的に法令を遵守する見込みがないと認められる場合
- (2) 指示処分の期間中に、当該指示処分には違反していないが、当該指示処分の処分事由に係る違反行為と同種の違反行為を行った場合
- (3) 罰則の適用がある違反行為によって検挙された場合（起訴相当として送致した場合に限る。）
- (4) 短期20日以上 の量定に相当する処分事由に当たる違反行為が行われた場合
- (5) (1)から(4)までに掲げる場合のほか、違反行為の態様が悪質で、清浄な風俗環境を害し、又は少年の健全な育成に障害を及ぼすおそれがある重大な結果が生じた場合

(量定)

3 事業停止命令の量定（以下単に「量定」という。）の区分は、次のとおりとし、各処分事由に係る量定は、別表に定めるところによるものとする。

- A 6月の事業停止命令
- B 40日以上6月以下の事業停止命令。基準期間は、3月
- C 20日以上6月以下の事業停止命令。基準期間は、40日

D 10日以上80日以下の事業停止命令。基準期間は、20日

E 5日以上40日以下の事業停止命令。基準期間は、14日

(事業廃止命令)

- 4 事業廃止命令は、8前段に定める場合及び量定がAである処分事由がある場合のほか、3及び6から8までに定めるところにより、量定の長期が6月に達した場合で、9(2)アに掲げる処分を加重すべき事由が複数あり、又はその程度が著しい等の事情から、再び法令違反行為を繰り返すおそれが強い等事業の健全化が期待できないと判断されるときに行うものとする。

(情状による軽減)

- 5 事業廃止命令を行うべき事案につき情状により特に処分を軽減すべき事由があるときは、事業廃止命令に替えて事業停止命令を行うことができるものとする。この場合において、その量定は、2月以上6月以下の事業停止命令とする。

(事業停止命令の併合)

- 6 処分事由に当たる違反行為が2以上行われた場合は、一つの行政処分を行うものとする。この場合において、これらの処分事由の中に量定がAに相当するものが含まれているときの量定はAとするものとし、量定がAに相当するものが含まれていないときの量定は、各処分事由について定めた量定の長期のうち最も長い量定の長期にその2分の1の期間を加算した期間を長期とし、各処分事由について定めた量定の短期のうち最も長い量定の短期を短期とするものとする。ただし、その長期は、各処分事由について定めた量定の長期を合計した期間及び法定の期間を超えないものとする。

(観念的競合)

- 7 2以上の処分事由に該当する一つの違反行為について事業停止命令を行う場合は、それらの処分事由に量定がAに相当するものが含まれているときの量定はAとするものとし、量定がAに相当するものが含まれていないときの量定は、それらの処分事由について定めた量定の長期及び短期のうち最も長いものをそれぞれ長期及び短期とする。

(常習違反加重)

- 8 最近1年間に2月以上の事業停止命令を受けた風俗案内業者又はその代理人等が当該事業停止命令の処分事由に係る違反行為と同種の違反行為を行ったときは、事業廃止命令を行うものとする。

また、最近3年間に事業停止命令を受けた者に対し事業停止命令を行う場合の量定は、その処分事由に係る量定がAに相当するときを除き、当該事業停止命令の処分事由について3及び5から7までに定める量定の長期及び短期にそれぞれ最近3年間に事業停止命令を受けた回数²の数を乗じた期間を長期及び短期とする。ただし、その長期は、法定の期間を超えることができない。

(事業停止命令に係る期間の決定)

9 事業停止命令により事業の停止を命ずる期間は、次のとおりとする。

- (1) 原則として、量定がAに相当するものについて事業停止命令を行う場合は、6月とする。

また、量定がAに相当するもの以外のものについて事業停止命令を行う場合は、3に定める基準期間（6に規定する場合は各処分事由のうちその量定の長期が最も長いものについて定められた基準期間の1.5倍の期間を基準期間とし、7に規定する場合は各処分事由のうちその量定の長期が最も長いものについて定められた基準期間を基準期間とし、8後段に規定する場合は当該処分事由について定められた基準期間の2倍の期間を基準期間とする。）によることとする。

- (2) 量定がAに相当するもの以外のものについて事業停止命令を行う場合において次に掲げるような処分を加重し、又は軽減すべき事由があるときは、(1)にかかわらず、情状により、3及び5から8までに定める量定の範囲内において加重し、又は軽減するものとする。

また、量定がAに相当するものについて事業停止命令を行う場合において処分を軽減すべき事由があるときは、情状により、2月を下限として(1)前段に定める期間より短い期間の事業の停止を命ずることができるものとする。

ア 処分を加重すべき事由とは、例えば、次のようなものである。

(ア) 最近3年間に同一の処分事由により行政処分に処せられたこと。

(イ) 指示処分の期間中にその処分事由に係る違反行為と同種の違反行為を行ったこと。

(ウ) 処分事由に係る行為の態様が著しく悪質であること。

(エ) 従業者の大多数が違反行為に加担していること。

(オ) 悔悛の情が見られないこと。

(カ) 付近の住民からの苦情が多数あること。

(キ) 結果が重大であり、社会的反響が著しく大きいこと。

(ク) 16歳未満の者の福祉を害する違反行為であること。

イ 処分を軽減すべき事由とは、例えば、次のようなものである。

(ア) 他人に強いられて違反行為を行ったこと。

(イ) 事業者（法人にあっては役員）の関与がほとんどなく、かつ、処分事由に係る違反行為を防止できなかつたことについて過失がないと認められること。

(ウ) 最近3年間に処分事由に係る違反行為を行ったことがなく、悔悛の情が著しいこと。

(エ) 具体的な事業の改善措置を自主的に行っていること。

（事業停止等命令と他の行政処分との関係）

10 事業廃止命令を行うときは、事業停止命令は行わないものとする。

- 11 事業停止命令を行う場合において違反状態の解消等のため必要があるときは、当該事業停止命令の処分事由について指示処分を併せて行うことができる。

別表

処 分 事 由	関係条項	量定
風俗案内業者に対する事業停止命令（条例第16条第1項）		
<条例の規定に違反する行為>		
(1) 事業開始届出義務違反	第3条第1項・第4項、第21条第1号・第2号	B
(2) 事業廃止・変更届出義務違反	第3条第2項・第3項・第4項、第21条第3号・第4号	E
(3) 名義貸し禁止違反	第5条、第20条第1項第1号	A
(4) 特定性風俗特殊営業風俗案内禁止違反	第6条、第20条第1項第2号	A
(5) 特定地域風俗案内禁止違反	第7条第1項・第2項、第20条第1項第3号	A
(6) 少年業務従事禁止違反	第9条第1号・第20条第1項第4号	A
(7) 少年利用禁止違反	第9条第2号・第20条第1項第4号	B
(8) 従業者名簿備付け記載義務違反	第10条、第22条第1号	D
(9) 従業者生年月日確認義務違反	第11条第1項、第22条第2号	D
(10) 従業者生年月日確認保存義務違反	第11条第2項、第22条第3号	D
(11) 風俗営業等確認義務違反	第12条第1項、第22条第4号	D
(12) 風俗営業等確認簿備付け記載義務違反	第12条第2項、第22条第5号	D
(13) 報告・資料提出義務違反	第18条第1項、第22条第6号	D
(14) 立入拒否・妨害・忌避違反	第18条第2項、第22条第7号	D
<条例に基づく処分に違反する行為>		
(15) 指示処分違反	第15条、第16条第1項	C
(16) 事業停止命令違反	第16条第1項、第20条第1項第5号	A